



みどろ
水土里ネット

広報

No.28

はとまがわ

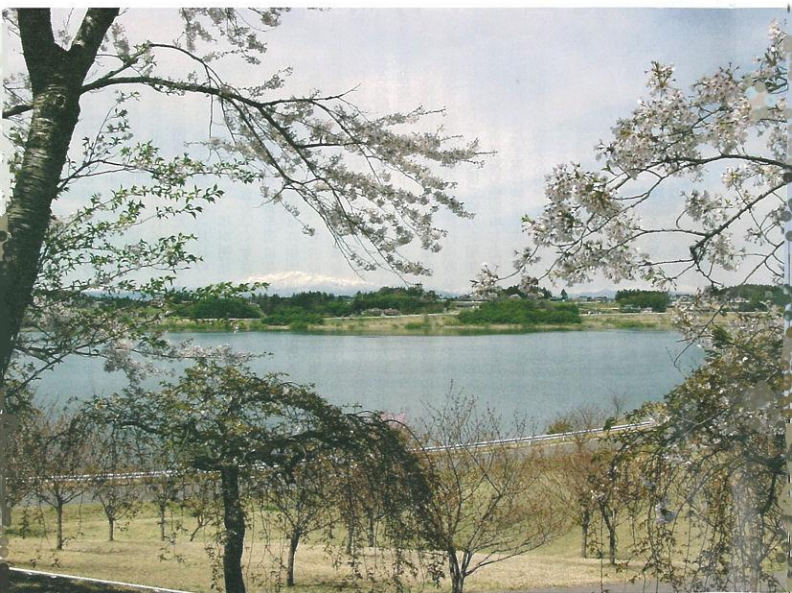
H20. 4. 1 現在

地区面積

56,647,084㎡

組合員数

3,890名



春 到 来

兵粮山から栗駒山を望む

H20. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成20年 通常総代会開催

提出17ヶ件原案可決

去る三月六日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成二十年通常総代会が、総代現在総数七十八名中七十五名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「月日の経つのは早いもので、年が明けたいと思っていたところ早くも春作業が始まろうとする季節になりました。今年の気候は昨年同様冬期間の少雪により、もっとも水を必要とする夏以降に厳しい用水供給になるのではないかと心配しているところでもあります。

総代皆様方には常日頃土地改良区の業務運営、事業施行にあたりましてご支援ご協力を賜りましたことに對し感謝申し上げます。また、本日は、平成二十年通常総代会を招集したところ、公私ともにご多忙の中ご出席を賜り、盛会に開会されますこと、衷心より厚く御礼申し上げます。

元米農業は、縄文時代末期から人々を養うため食糧を安定供給してきたのであります。そしてこの稲作と農村文化をもとに

発展し培われてきたのが日本の歴史であります。しかし、農業農村の現状は、生産性や国際競争率といった市場原理主義の影響をまともに受け、都市との経済格差が拡大し、米価の下落や農外収入の大幅な減収により先行きに不安を抱え、自信と元気を失っているのであります。

国中のあらゆる産業を見渡しても販売価格が半以下になった産業は、この私達が古くから携わってきた農業いわゆる米以外にはないのではないかと考えているところでもあります。この

厳しい時期に当地域は、四つの組織がそれぞれ合併を行ったのであります。その中の一つである当改良区は、平成十八年度国・県・市よりの補助金を約七千万円程交付していただいておりますが、合併したからこそ、これほどの補助を受けていること、また、改善すべきことを行い経費の節減にも努め、この積み重ねの結果、本日の総代会に提出を行うことが出来たのであります。

皆様方にご心配をお掛けしている新農業水利システム保全整備事業においては、あと二年ほどでのシステムも完了する予定になっております。

また、中央管理所建設と並行して行ってきた事務所整備も、平成十九年度で書庫・車庫・構内整備等も完了することが出来ました。我々役職員は、組合員の期待に添うようこれからも努力して参る所存でありますので、今後とも皆様方のさらなるご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この総代会に第一号議案から第十七号議案まで提出しておりますので、慎重審議の上原案のとおり承認賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。その後、議長に大久保榮志総代（南方町）が選出され、平成二十年度予算を主とした、十七ヶ件の提出議案が慎重審議され原案のとおり可決し、午前十一時三十五分開会しました。

追川沿岸土地改良区 平成20年 通常総代会



議長に選任された大久保総代

追川沿岸土地改良区 平成20年 通常総代会



挨拶を述べる上野理事長



- ▼第一号議案 平成十九年度一般会計歳入歳出補正予算の理事會専決処分に係る報告承認について
- ▼第二号議案 財産の処分について
- ▼第三号議案 平成十九年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第四号議案 長期借入金及び償還方法の一部変更について
- ▼第五号議案 平成十九年度特別会計（県営・団体営・県ほ事業）償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第六号議案 平成十九年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第32期生（日

- 20（日24）加入並びに実施計画の承認について
- ▼第八号議案 基幹水利施設ストックマネジメント「第3旧追川地域」事業実施について
- ▼第九号議案 平成二十年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十号議案 長期借入金及び償還方法について
- ▼第十一号議案 平成二十年度特別会計（県営・団体営・県ほ事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十二号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第十三号議案 平成二十年度特別会計（無栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十四号議案 平成二十年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十五号議案 平成二十年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十六号議案 平成二十年度

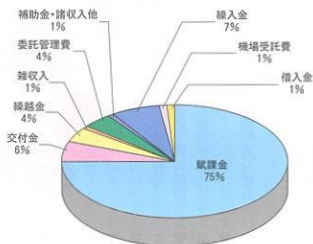


- 特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第十七号議案 平成二十年度賦課金及び用水使用料の徴収について

平成20年度一般会計予算

予算額 862,633,000 円

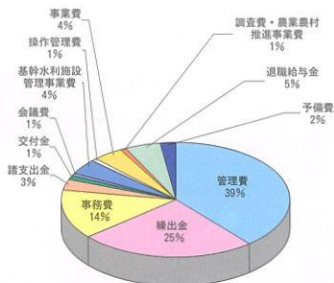
歳入



項 目	予 算 額
賦 課 金	648,510,300
交 付 金	50,995,000
繰 越 金	37,700,000
雑 収 入	4,636,932
委 託 管 理 費	38,495,250
補 助 金 ・ 諸 収 入 他	4,071,750
繰 入 金	62,397,768
機 場 受 託 費	9,346,000
借 入 金	6,480,000

項 目	予 算 額
管 理 費	351,463,750
繰 出 金	215,707,600
事 務 費	123,729,000
諸 支 出 金	23,530,000
交 付 金	7,239,700
会 議 費	6,900,000
基幹水利施設事業費	37,026,250
操 作 管 理 費	9,346,000
事 業 費	31,200,000
調査費、N.N事業費	2,400,000
退 職 給 与 金	40,197,768
予 備 費	13,892,932

歳出



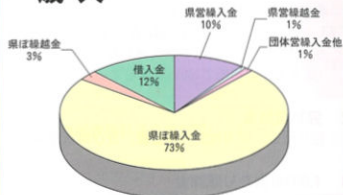
平成20年度特別会計予算

県営・団体営・県ほ事業償還金

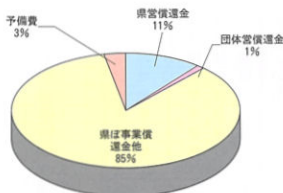
予算額 268,847,000 円

項 目	予 算 額
県 営 繰 入 金	28,156,300
県 営 繰 越 金	2,230,000
団 体 営 繰 入 金 他	845,592
県 ほ 繰 入 金	198,905,108
県 ほ 繰 越 金	7,770,000
借 入 金	30,940,000

歳 入



歳 出



項 目	予 算 額
県 営 償 還 金	29,037,268
団 体 営 償 還 金	755,080
県 ほ 事 業 償 還 金	230,528,707
予 備 費	8,525,945

平成20年度予算

◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金	96,684,000 円
◎ 農地転用決済金積立金	188,080,000 円
◎ 財政調整積立金	325,127,000 円
◎ 職員退職給与積立金	353,486,000 円
◎ 担い手育成支援事業	20,678,000 円

平成20年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成20年 5 月 16 日	平成20年 5 月 31 日	40%
第 2 期	平成20年 10 月 1 日	平成20年 10 月 15 日	30%
第 3 期	平成20年 11 月 15 日	平成20年 11 月 30 日	30%

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区、添沼地区（調査費）及び用水使用料

尼池地区、添沼地区（調査費）及び用水使用料は、平成20年10月1日発布、平成20年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

尼池地区、添沼地区（調査費）及び用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 1,000㎡当たり賦課金

（単位：円）

区 分	1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減	区 分	1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金			県 ぼ 第 5 地 区	1,700	
事 務 費			県 ぼ 第 10 地 区	2,900	△ 200
田	2,400	△ 100	県 ぼ 第 4 地 区	1,800	
畑	1,200	△ 50	県 ぼ 第 6 地 区	10,500	1,300
第 1 地 区	3,000	△ 200	県 ぼ 第 11 地 区	9,800	
第 2 地 区	4,000		県 ぼ 第 13 地 区	9,300	500
排 水 地 区	2,900	△ 200	県 ぼ 第 3 地 区	2,500	
1/2	1,450	△ 100	県 ぼ 第 7 地 区	4,400	100
沼 沼	8,500	△ 400	県 ぼ 第 8 地 区	1,500	
崎 大 平 前	2,000		県 ぼ 第 9 地 区	900	
内 浦 地 区	6,300		野 谷 地 区	3,100	200
米 山 地 区	4,700	△ 300	城 内 地 区	1,400	
特別会計賦課金			長 沼 町 新 田 区	8,700	200
県 営 第 1 地 区	820	△ 230	地 区 地 糧 区	10,000	
かん 第 2 地 区 田	240	△ 140	北 浦 地 区	3,800	
ばい 第 2 地 区 畑	48	△ 28	泥 内 区	7,300	
県 ぼ 千 貴 区	5,500	△ 200	泊 南 部 地 区	4,000	400
第 1 分 区 野 谷 地 区	4,500		土 手 ノ 内 区	3,200	200
畑 岡 分 区	1,800	100	茂 伝 治 区	6,600	
一 の 曲 分 区	9,300		尼 池 地 区	1,860	
西 谷 地 区	7,200		添 沼 地 区 (償 還)	6,883	
県 ぼ 第 2 地 区	1,600	△ 100	添 沼 地 区 (調 査 費)		

用水使用料

（単位：円）

区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料
事 務 費	2,400	第 2 地 区	2,000	内 浦 地 区	4,410
第 1 地 区	1,500	排 水 地 区	1,450	米 山 地 区	2,115

諸変更手続きはお済みですか？

組合員資格得喪届出を

土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき。
或いは経営を移譲されたとき。
または住所を変更されたとき。

農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。

農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき。或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき。
あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成20年度農地転用決済金

地 区 名			1,000㎡当たり決済金	地 区 名			1,000㎡当たり決済金
第 1 地 区			4 1, 9 4 8 円	県 ぼ 第 2 地 区			7, 5 6 7 円
第 2 地 区			4 9, 8 4 9 円	第 3 地 区			5, 8 8 6 円
排 水 地 区			3 8, 6 3 3 円	第 3 地 区 畑			1, 1 7 7 円
沼 崎 沼 崎			1 1 0, 9 1 4 円	第 4 地 区			7, 9 2 0 円
地区 大 平 前			2 4, 9 2 4 円	第 5 地 区			5, 5 2 2 円
内 浦 地 区			7 8, 5 1 2 円	第 6 地 区			1 0, 3 6 8 円
米 山 地 区			6 5, 2 1 5 円	第 7 地 区			1 6, 0 4 5 円
県営事業	第 1 地 域		1, 8 1 3 円	第 7 地 区 畑			3, 2 0 9 円
	第 2 地 域 田		3 0 7 円	第 8 地 区			3, 1 2 2 円
	第 2 地 域 畑		6 1 円	第 8 地 区 畑			6 2 4 円
西 谷 地 地 区			6, 4 9 0 円	第 10 地 区			7, 7 2 1 円
西谷地地区(畑)			1, 2 9 8 円	第 11 地 区			3 5, 5 2 8 円
県 ぼ 第 1 地区	千 貴 区		1 0, 2 3 3 円	第 13 地 区			6 2, 9 1 0 円
	野 谷 地 区		5, 5 6 8 円	長沼地区	町 新 田 区		5 4, 0 5 9 円
	畑 岡 分 区		8, 3 8 2 円	地 糧 区			5 4, 4 4 9 円
	一 の 曲 分 区		4 5, 8 5 9 円	北 浦 地 区			6 0, 5 1 3 円
迫 南 部 地区	泥 内 区		7 3, 9 0 5 円	平 準 化 事 業	第 1 地区	千 貴 区	4, 8 4 4 円
	土 手 ノ 内 区		4 9, 9 6 0 円		野 谷 地区	一 の 曲 分 区	3 3, 8 4 4 円
	茂 伝 治 区		3 5, 4 0 9 円			第 6 地 区	3 5, 3 8 9 円
	野 谷 地 地 区		3 6, 5 7 1 円		第 10 地 区		2, 7 0 8 円
	城 内 地 地 区		2 2, 2 8 1 円		第 11 地 区		3 0, 8 9 3 円
	尼 池 地 地 区		1 4, 7 9 4 円				
添 沼 地 区			1 5, 6 8 7 円				

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◇機場の運転について

▼揚水開始に伴うゴミ流しについて

4月21日 午前9時から4時間程度 米山揚水機場・山吉田揚水機場・西館揚水機場

4月21日 午後1時から2時間程度 南方揚水機場

※水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方々もご注意願います。

▼本田揚水

4月28日の午前9時から昼夜運転し、8月31日まで本田揚水を行います。

但し、天候や地域の実情、中干し等により運転を休止する場合がありますので機場管理人・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については稲の生育状態により延長することもあります。

※4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来している所もあります
すが水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では番水制を取ることもあります。

▼排水調整について

降雨量や揚水の残水が多く農作物や地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転をします。
排水のため機場が稼働している場合は用水の供給を止めますのでご理解願います。

6月・7月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水を有効に利用し、節水に心掛け、経費節減を図るため、6月・7月毎週水曜日を用水休止日とします。

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月・7月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場〕
〔砥落機場 西郷機場 三方島機場 早稲田機場 穴山機場〕

その他の機場 6月・7月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇用排水路の管理について

▼水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用排水路について
別に清掃と管理をお願いします。

1員個

**節水に心掛け、限りある水資源を
大切に使用しましょう！**

● 基幹水利施設ストックマネジメント事業について

1 趣 旨

既存施設の有効利用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行う基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。

※「ストックマネジメント」 施設の状態を的確に評価し、将来的な施設の状態を予測するとともに更新時期の平準化及び補修更新費用の最小化を図るために、いつ、どのような対策を行うことが最適であるかを考慮して、計画的かつ効率的に維持管理するもののことです。

2 事業費 29,000,000円

3 事業内容 機能保全計画策定

4 施行施設 ・砥落揚水機場・船越排水機場・舟橋排水機場・西郷揚水機場・古川排水機場
・大袋排水機場・畑岡排水機場・三方島揚水機場・穴山揚水機場・早稲田揚水機場
・千貫用水路・南方用水路・北方承水路 13施設

5 事業主体 宮 城 県

6 事業年度 平成20年度 ～ 平成21年度

7 負担区分 国 50% 県 25% 登米市 10% 地元 15%

● 職 員 の 配 置

事業課

事業課長
藤原 達雄

参事
渥美 光行

参事
渡部 泰彦

事業係 第1維持係 第2維持係 機 場 係

副参事
佐藤みき子

係長
菅原 久

係長
千葉 悦朗

係長
太田 和夫

主査
安倍 良則

技術主査
加納 裕史

技術主査
菅間 英樹

主査
三浦 昭彦

主事補
木村 祥多

技術主査
門馬 利幸

技術主査
山口 末男

技師
佐々木友隆

会計課

会計課長
星 文昭

賦課徴収係 会 計 係

係長
菅原 力

係長
田中 淳

主査
菅原 良子

主査
佐藤紀代美

主査
石山よみ子

主査
小野寺誠毅

総務課

総務課長
遠藤富士男

参事
佐藤 三男

庶務係兼管財係

係長
佐藤 正宏

副参事
西藤 雅文

主査
鈴木香代子

主査
渋谷 秀樹

親子で施設の保全と美しい景観づくり

4月6日（日曜日）、農業用水路壁画アートを実施した団体に呼びかけ、穴山幹線用水路敷地へグラウンドカバーを植栽しました。斉藤部落子供会、八軒小路子供会、米山バスケットボールクラブの親子併せて44名の参加の下、延長36mに白と濃いピンク色のシバザクラ128株を親子・友達の共同作業で植えました。平成18年、平成19年に植栽した箇所は敷地一面を覆い散歩をする地域住民の方の癒し空間になっています。



農業用水路壁画アート 参加団体を募集します！



活動場所：登米市米山町西野字西大浦地内
（登米市立米岡小学校北側）

施設：穴山幹線用水路〈農業用水路〉

内容：描画
[コンクリート水路壁面
高さ1.5m 長さ6m〜]

活動時期：7月～10月

◎ペンキ等用具は土地改良区で用意します。

《問い合わせは、事業課まで》



農地・水・環境保全向上対策で 防草シートの施工にチャレンジしてみませんか？

防草シート敷設施工マニュアル

- 1 雑草をきれいに取り（刈り取り）除きます。



凹凸が激しい
ときは整地し
て下さい。

- 6 目印の所を先が鋭角なハサミで幅10cmのT字
または十字の植え穴を切り込む



- 2 風でめくれやすいシートピン（竹を加工した
串でも良い）で止めます。



- 7 移植ゴテでポット苗が挿入できる植え穴を掘
る。



- 3 シートの重ね部は、10cm以上とりピンで止め
ます。

シートの重ねが少
ないと捲れ雑草が
発生する恐れがあ
ります。



- 4 U字溝等の構造物がある場合は、砂・埃等を
除去しシーリングします。



- 8 植え穴にビートモスを一握り（約100cc）と緩
効性肥料を二握り（約10g）良く混ぜ合わせ入れ
る。



- 5 植栽位置に目印を付ける。



- 9 移植後根元に十分灌水する（雨の状況に応じ
て一週間ほど灌水する。）



一部 熊本白崎グリーンアップ資料引用



水難事故防止 にご協力を!

最近、混住化の進展に伴い農業用排水施設における水難事故が多発し、新聞、テレビ等で報道されるたび他人事とは思われず大変心の痛む思いであります。今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確立が非常に高くなります。本土地改良区では、事故防止のため安全施設等の整備や幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし、水路で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。

しない・させない!

《ゴミの不法投棄》

年々水路等にゴミが不法に投棄され、用排水ポンプの停止や樋門の開閉不良・樋管詰まり破損など、用排水に支障を来し、維持管理費の増大につながっています。

土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。ゴミを絶対に水路等に捨てないで下さい。また、不法投棄等を発見した場合は、土地改良区まで連絡願います。

表彰紹介

宮城県土地改良事業

団体連合会

功労者表彰

去る三月二十五日開会の宮城県土地改良事業団体連合会第四十九回通常総会の席上において、土地改良功労者として次の二名が会長表彰を受賞したので紹介します。

役員部
副理事長
職員部
技師
千 葉 敏 彦
門 馬 利 幸

節水に心掛けよう!

今年は、少雪による水不足が心配されます。かけ流しや無駄水に気をつけ、限りある資源を大切に使用しましょう。

人事往来

◎部落連絡委員

太田 芳 春(相ヶ沢)
高 橋 章 一(蒲)

◎職員の部

平成二十年三月三十一日付
・退職 加藤 公 恵

平成二十年四月一日付
・事業課第二維持係技術主査
門馬 利 幸

(事業課第二維持係技師)

賦課金の 完納に御協力を!

平成20年度賦課金

第1期 5月31日限り
第2期 10月15日限り
第3期 11月30日限り

上記のとおりになりますので、期限内完納にご協力をお願いします。